

平成 26 事業年度

決算報告書

日本司法支援センター

平成26事業年度 決算報告書

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	456	456	(注1)
運営費交付金	15,507	15,507	-	
受託収入	18,593	18,079	△ 515	
補助金等収入	99	68	△ 31	(注2)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,592	10,737	△ 855	
事業外収入	82	76	△ 6	
計	45,873	44,923	△ 950	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,442	8,046	604	
うち人件費	5,106	5,221	115	
物件費	2,336	2,825	490	(注3)
事業経費	19,838	17,815	△ 2,023	
うち民事法律扶助事業経費	18,906	16,987	△ 1,920	(注4)
その他事業経費	932	828	△ 104	(注5)
受託経費	16,429	16,066	△ 363	
うち国選弁護士確保事業経費	13,303	13,139	△ 163	
被害者参加旅費等支給事業経費	29	17	△ 12	(注6)
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,097	2,910	△ 188	
うち人件費	2,571	2,363	△ 208	
物件費	526	547	20	
受託経費	2,164	2,012	△ 152	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,053	1,902	△ 151	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	111	111	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	19	19	△ 0	
計	45,873	43,939	△ 1,934	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、前中期目標期間繰越積立金の取崩分105百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設・移転等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注5)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注6)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注7)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成26事業年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	456	456	(注1)
運営費交付金	15,507	15,507	-	
補助金等収入	99	68	△ 31	(注2)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,592	10,737	△ 855	
事業外収入	82	76	△ 6	
受託収入	2,164	2,012	△ 152	
計	29,444	28,857	△ 587	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,442	8,046	604	
うち人件費	5,106	5,221	115	
物件費	2,336	2,825	490	(注3)
事業経費	19,838	17,815	△ 2,023	
うち民事法律扶助事業経費	18,906	16,987	△ 1,920	(注4)
その他事業経費	932	828	△ 104	(注5)
受託経費	2,164	2,012	△ 152	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,053	1,902	△ 151	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	111	111	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	19	19	△ 0	
計	29,444	27,873	△ 1,571	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、前中期目標期間繰越積立金の取崩分105百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設・移転等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注5)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注6)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成26事業年度 決算報告書

○国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
受託収入	16,429	16,066	△ 363	
計	16,429	16,066	△ 363	
支 出				
受託経費	16,429	16,066	△ 363	
うち国選弁護士確保事業経費	13,303	13,139	△ 163	
被害者参加旅費等支給事業経費	29	17	△ 12	(注1)
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,097	2,910	△ 188	
うち人件費	2,571	2,363	△ 208	
物件費	526	547	20	
計	16,429	16,066	△ 363	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。